対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	富山県砺波市 神島（次の図面に示す部分に限る。）、中神（次の図面に示す部分に限る。）、中神三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、林（次の図面に示す部分に限る。）並びに深江（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十　陸上自衛隊鯖江駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福井県鯖江市
対象防衛関係施設の区域	福井県鯖江市
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福井県鯖江市 吉江町五字深田三入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一　陸上自衛隊和歌山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県日高郡美浜町
対象防衛関係施設の区域	和歌山県日高郡美浜町 大字和田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和歌山県日高郡美浜町 大字和田（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二　陸上自衛隊出雲駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	島根県出雲市 松寄下町千百四十二番地一
対象防衛関係施設の区域	島根県出雲市 松寄下町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	島根県出雲市 荒茅町、大社町中荒木、浜町、松寄下町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三　陸上自衛隊徳島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県阿南市 那賀川町小延四百十三番地一
対象防衛関係施設の区域	徳島県阿南市 那賀川町江野島及び那賀川町小延（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県阿南市 那賀川町江野島、小延、敷地、島尻及び豊香野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。